

栗東市人事行政の運営等の状況（令和2年度）の公表について

栗東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年栗東市条例第2号）に基づき、下記により公表します。

なお、公表する内容については、総務省指定の給与実態調査、定員管理調査、勤務条件等に関する調査、地方公務員制度実態調査等に基づいたものです。

記

1 職員の任免及び職員数に関する状況（条例第3条第1号関係）

(1) 職員採用の状況（令和2年4月1日～令和3年4月1日）

	2. 4. 1～3. 3. 31	3. 4. 1
一般行政職	16人	9人
医療職	0人	1人
保育士・幼稚園教諭職	7人	5人

(国、県との人事交流等職員は除く。)

(2) 職員の退職の状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

退職事由	人数
定年退職	7人
勸奨退職	2人
普通退職	8人
計	17人

(国、県との人事交流等職員は除く。)

(3) 再任用職員の状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

2. 4. 1現在職員数	年度内異動数	3. 3. 31現在職員数
16人	0人	16人

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人)

		職員数		対前年増減	主な増減理由
		令和2年	令和3年		
一般行政	議会	5	5	0	
	総務企画	73	72	△1	再任用職員対応
	税務	20	18	△2	職員兼務、事務の統廃合
	民生	129	132	3	保育現場増員
	衛生	29	36	7	
	労働	1	1	0	
	商工	9	9	0	
	農林水産	12	12	0	
	土木	41	40	△1	組織再編
計	319	325	6		
	教育	109	105	△4	保育現場増員、欠員不補充
	普通会計	428	430	2	
公営企業	水道事業	10	10	0	
	下水道	5	5	0	
	その他	14	14	0	
	計	29	29	0	
合計		457	459	2	

2 職員の人事評価の状況（条例第3条第2号関係）

	部長級	課長級	課長補佐級
評定項目	能力評価・業績評価	同左	同左
評定時期	毎年9月、3月	同左	同左
活用分野	人材育成、勤勉手当	同左	同左

3 職員の給与の状況（条例第3条第3号関係）

(1) 人件費の概要（令和2年度普通会計決算）（単位：千円）

	歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B/A）
2年度	33,698,528	4,330,388	12.85%

(2) 職員給与費（令和2年度普通会計当初予算）（単位：千円）

	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給 与費（B/A）
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
会計年度任用職員以外の職員	444	1,581,289	423,811	695,979	2,701,079	6,083
会計年度任用職員	79	188,587	39,630	41,656	269,873	3,416

（注）普通会計とは、一般会計及び栗東新都心土地区画整理事業特別会計をいいます。

（三役給与及び再任用職員給与、パートタイム会計年度任用職員を含まない。）

(3) 平均給料月額・平均年齢（令和3年1月1日現在、一般会計）

	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	318,833 円	42.18 歳
現業職	330,550 円	62.13 歳

(4) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

		本市		国
		初任給	採用2年後	初任給
一般行政職	大学卒	182,200 円	195,500 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	160,100 円	150,600 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

		7～10年	10～15年	15～20年
		一般行政職	大学卒	243,700 円
	高校卒	—	—	—

（注）経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続いて勤務していた場合の年数です。

(6) 一般行政職の級別人員（令和3年4月1日現在）

区 分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な 職務内容 (代表的な職名)	部長 ・ 次長	課長	課長補佐	係長	主査	主事 ・ 技師	主事補 ・ 技師補	
職員数	17人	36人	36人	45人	69人	36人	20人	259人
構成比	6.6%	13.9%	13.9%	17.4%	26.6%	13.9%	7.7%	100%

（注）職員数は、給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数で、税務職及び企業会計計上職員数を減じたものです。

(7) 国との給料月額の水準比較（ラスパイレス指数）の状況

年 度	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月	令和 2年4月
一般行政職	98.2	98.7	99.1	98.4

## (8) 昇給期間短縮の状況

年度	令和2年度	昇格時の昇給期間短縮によるもの
一般行政職	0人	

## (9) 職員手当の状況（令和3年4月1日現在）

区分	支給の内容	支給実績	
		対象職員数	平均支給月額
地域手当	10%	459人	32,600円
扶養手当	配偶者 6,500円、子（満22歳に達する年度末まで）10,000円、父母等 6,500円（いずれも月額） 満16歳の年度当初～満22歳の年度末までの子は、月額 5,000円を加算	143人	20,900円
期末手当 勤勉手当	(支給割合) 6月期 1.300月 0.950月 12月期 1.250月 0.950月 計 2.550月 1.900月	445人	期末手当 881,400円 勤勉手当 686,600円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等の額に応じ、1か月の運賃等相当額（最高月額 55,000円を限度に6か月定期券で支給） 自動車等交通用具使用者 通勤距離（2～40km以上）に応じて、 月額 4,300円～24,600円	406人	7,700円
住居手当	月額 16,000円を超える家賃等を支払っている職員に対して、家賃等の額に応じて 28,000円を上限に支給	78人	25,600円
管理職手当	支給対象：部長級、課長級、園長級、課長補佐級（職階に応じ月額 79,600円～50,400円）	118人	59,600円
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康、困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員に支給	3人	4,600円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給する。	254人	58,700円

(注) 職員数、平均支給月額は、期末手当及び勤勉手当を除き、令和3年4月支給実績で、百円未満は、四捨五入により処理しています。

また、育児休業者等を含み、本来支給すべき金額として処理しています。

(注) 期末手当及び勤勉手当に係る実績は、令和2年度支給年額です。また、対象職員数は、令和2年12月支給基準日における支給実職員数です。

## (10) 特別職の給与・報酬等（令和3年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	減率・減額	期末手当
市長	684,000円	—	6月期 1.675月分 12月期 1.675月分
副市長	622,700円	—	
議長	420,000円	—	
副議長	357,000円	—	
議員	325,500円	—	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（条例第3条第4号関係）

(1) 職員の勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	執務時間	休憩時間
38時間45分	8時30分～17時15分	12時～13時

(2) 年次有給休暇の使用状況（令和2年1月1日～令和2年12月31日）

(a) 総付与日数	(b) 総取得日数	(c) 対象職員数	(b) / (c) 平均取得日数	(b) / (a) 取得率
10,944.0	2,369.8	284	8.3	21.7%

(注) 「対象職員」とは、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの全期間を在職した職員（非現業の一般職に属する職員のうち、市長部局に勤務する職員とする。）に限り、当該期間の途中で採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除く。

5 職員の休業に関する状況（条例第3条第5号関係）

(1) 育児休業及び部分休業の取得状況（令和2年度）（単位：人）

令和2年度中の育児休業取得状況 (全職員)						令和2年度中に新たに育児休業が取得 可能となった職員の育児休業取得状況					
育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児短時間 取得者数		育児休業 対象者数		育児休業 取得者数		部分休業 取得者数	
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
1	21	2	20	0	0	7	6	1	6	0	1

6 職員の分限及び懲戒処分（条例第3条第6号関係）

(1) 分限処分（職員の意に反する降任・免職）の状況（令和2年度）

勤務成績が よくない場合		身心の故障のため 職務遂行に支障が ある場合		職に必要な適格性 を欠く場合		廃職又は過員を 生じた場合		計
降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 休職処分の状況（令和元年度）（単位：人）

身心の故障のため、長期の休養を要する場合 (法第28条第2項第1号該当)	刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号該当)
5人	—

(3) 懲戒処分の状況（令和2年度）（単位：人）

懲戒事由となる行為	免職	停職	減給	戒告
① 給与・任用関係 (給与不正、領得、受験、採用、虚偽行為等)	—	—	—	—
② 一般服務関係 (職務専念、義務違反、職務命令違反等)	—	—	—	—
③ 一般(公務外)非行関係(傷害等刑法違反等)	—	—	—	—
④ 収賄等関係(収賄、横領等)	—	—	—	—
⑤ 監督責任	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

7 職員のサービスの状況（条例第3条第7号関係）

(1) 職員の営利企業等従事許可の状況（令和2年度）

営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	一人
自ら営利を目的とする場合	一人
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	一人

8 職員の退職管理の状況（条例第3条第8号関係）

(1) 退職者の再就職状況（令和2年度）

	退職者人数	退職時期	再就職者人数
部長級	2人	令和3年3月	0人
課長級	3人	令和3年3月	0人

9 職員の研修の状況（条例第3条第9号関係）

(1) 職員研修の実績（令和2年度）

① 集合研修

名称	概要	参加者数 (延べ人数)
一般研修	○初任者研修（情報セキュリティ、コンプライアンス） ○情報セキュリティ研修 ○財政健全化研修 ○ゲートキーパー研修 ○例規基礎研修 ○公用車安全運転講習（講義のみ又は教習コース走行含む） ○市民参画と協働によるまちづくり研修 ○近畿地方整備局出前講座	25人 49人 83人 84人 12人 22人 66人 65人
人権・同和問題研修	本市の全職員を対象とした集合研修として、「職場研修推進員」、「初任者」、「基礎」、「階層別」、「応用①」、「応用②」、「応用③」、「リーダー」等階層に分けて実施	881人
階層別研修	○新規採用職員研修（地方公務員法、服务等） ○水防・認知症サポーター研修（新規採用職員） ○事務ミス防止研修（係長級職員） ○ワークライフバランス（タイムマネジメント）研修（課長補佐級～部長級職員） ○コンプライアンス研修（主事補級～主査級職員）	19人 23人 73人 84人 146人

② 外部機関等への派遣、その他の研修

名称	概要	参加者数 (延べ人数)
全国市町村国際文化研修所（J I A M）	地方自治体職員研修の場として、専門・一般研修へ関係職員を派遣した。	1人
滋賀県市町村職員研修センター	県内市町村職員の研修機関として、階層別・専門研修等に関係職員を派遣した。	105人
滋賀県建設技術センター等外部研修機関	専門的な知識習得のため、外部の主催研修に派遣した。	63人
外部機関への講師活動	大学連携事業へ講師として職員を派遣し、本市職員のプレゼンスキル等や学生の地域まちづくりの知見を深めるなどの相互向上を図るため派遣した。（オンラインのみ）	10人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況（条例第3条第10号関係）

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（令和2年度）

健康診断の種類	対象者数	受診者数	受診率
定期健診	461 人	455 人	98.7 %

(2) 職員の福利厚生事業の状況（令和2年10月1日現在）

① 県域互助会への加入

- ・職員の福利厚生のため、一般財団法人滋賀県市町村職員互助会に加入している。  
当該団体の会費及び事業主負担金の割合は、1.2 : 1（会費は標準報酬月額 $\times$ 3.3/1000、負担金は標準報酬月額 $\times$ 2.7/1000）で、負担金として年額 5,425千円を支出した。
- ・教育公務員については、教職員と同様に一般財団法人滋賀県教職員互助会に加入している。  
会費は、給料月額及び扶養手当を合算した金額の8/1000であり、事業主負担金は、平成21年度から支出していない。
- ・結婚・出産・子の入学に係る祝金、弔慰金、医療助成等の給付事業、銀婚慶祝、家庭用常備薬の配布、スポーツ・文化事業、子育て支援事業、リフレッシュ事業等の厚生事業を実施。

② 栗東市職員互助会

- ・本市の特別職及び一般職員を対象とした福利厚生事業を実施する団体であり、平成19年度から市による運営補助は行っていない。
- ・会費のみで運営しており、給料月額及び扶養手当を合算した金額の1.5/1000である。
- ・体育事業、福利厚生事業、文化事業など会員相互の親睦事業を主に実施。

(3) 公務災害及び通勤災害の認定件数（令和2年度）

通勤災害	公務災害
0 件	0 件

11 公平委員会の業務の状況（条例第3条第11号関係）

業務の種別	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況 不利益処分に関する不服申立ての状況 苦情の処理の状況	なし